2006年11月10日

No.65

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 谷岸 孝士
富山市下新町 4-27
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

「大企業は空前の利益、政府は再分配せよ」

非正規の低賃金改善のためにも、人事院はスタンダードを示せ

又市幹事長は１１月９日、参議院総務委員会の給与法の審議で、谷・人事院総裁、菅・総務大臣に対し**「大企業は４期連続の増収増益、３期連続で空前の利益を計上したが、勤労者は置き去りにされている」**と、政府による再分配を求めるとともに、公務員給与に対する経営者・政治家からのルールなき削減圧力を批判し、**人事院に「同種同等比較の原則を守る」ことを確認させた。**また地方公務員については総務大臣に「自治体がサービスを維持する人材を確保できる適正な給与水準、特に市町村の給与は最低限、県庁所在地並みになるよう意見表明せよ」と求めた。

◆適正な分配を

【又市】小泉改革は大企業に３期連続の過去最高益をもたらす一方で、完全失業者は然２８０万人、非正規労働者は勤労者全体の３分の１。勤労世帯の収入は８年連続で低下し、年収２００万円以下の世帯が１９％。こうした格差社会の是正こそ国民の期待であり、企業利益の勤労者への適正な分配が必要だ。　⇒【菅大臣】努力した者が報われるべきだ。

◆引き算を許すな

【又市】経営者や代弁する政治家が、企業の賃金をもっと下げたくて公務員賃金を攻撃。しかし企業は空前の利益、人事院調査によれば１００人以上の企業なら 4,252 円の賃上げだ。人事院勧告は労働基本権を奪っていることの代償措置であり、「政治的引き算」は許されない。　⇒【谷総裁】民間賃金を見て勧告し、政府財政に左右されない。代償機関として任務を守る。

◆非正社員の賃金

【又市】賃金の比較に非正社員を含めよとの圧力は、身分不安定・低賃金のほうに合わせろという意図。人事院は非正規の賃金改善のためにも公務員賃金を勤労者の標準として示すべきだ。前総裁の「正規社員、同種の職種と比較する」「非正規社員を入れることは頭にない」との点に変わりないか。　⇒【谷総裁】短期雇用、時給制、手当も低い非正規は比較対象にできない。

◆「地域給」の弊害

【又市】自治体や公益事業の民営化や切捨て、市町村合併と人員削減と利用者負担の増で、地域の公共サービスは住民から遠のいているが、国民は自治体に安全と安心を求めている。自治体は適正な賃金を保障しなければ人材確保できない。小規模市町村で、単純に地域の賃金に合わせたのでは、ナショナルミニマムとしての公務員の質・人数が確保できない。

教育が危ない！　改悪阻止へ院内大集会

教育の経済格差を強め、偏った愛国心を注入する教育基本法改悪案は、衆議院で強行採決のおそれが強まっている。１１月９日、社民党の呼びかけで院内集会が開かれ２３０名が参加。日教組、日弁連、Ｉ（アイ）女性会議などが危機を訴えた。

又市幹事長は結びのあいさつに立ち、**「国民は労組、野党に期待してきたが、足並みがそろっていない。核武装発言の麻生外相の罷免を求め（同日４野党が政府に申入れ）、予算委員会を開かせるなど総力を挙げ、国民の力で教育基本法改悪を阻止しよう。社民党はその先頭に立つ」**と訴えた。